

馬場宏造印

吉崎英男印

福生市議会議長

末次性男殿

會會議錄（第十一号）

昭和五十七年六月二十三日福生市議会会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

一 出席議員は次のとおりである。

—306—

十九番	宮沢良一君	二十番	指田保雄君
二十一番	小林菊三君	二十二番	貫井喜代次君
二十三番	関米吉君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堀仁七君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第二回市議会 会期（第十一号）

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長	森田進君	議事係長	島田幸治君	臨事速記事務補佐員	兼川啓子君
------	------	------	-------	-----------	-------

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	長田村匡雄君	助役	古谷徳男君
収入役	高水求君	教育長	森田猛君
企画財政部長	生子国利君	総務部長	浅見裕康君
市民部長	井上久男君	福祉部長	須崎進君
建設部長	内田和雄君	教育次長	八木房雄君
監査委員事務局長事務取扱	森田武君	選挙管理委員会事務局長	篠崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十三日（水）午前十時

日程第一 議案第三十七号

福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第二 議案第三十八号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第三 議案第三十九号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第四 議案第四十号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第五 議案第四十一号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第六 議案第四十二号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第七 議案第四十三号

福生市消防団条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第八 議案第四十四号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第九 議案第四十五号

市道路線の認定について
（審査報告）

日程第十 請願第三号

宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の軽減に関する請願書
（審査報告）

日程第十一 陳情第十三号

多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染による住民の実害に関する陳情書
（審査報告）

日程第十二 議案第五十五号

第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議

日程第十三 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第十四 諮問第二号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第十五 閉会中の継続審査申し出について

日程第十六 特定事件の継続調査について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日 時 第十五 開会中の臨時審査会中（出欠）

（追加その一）

日 時 第十四 開会第二号

日 時 第十三 開会第一号

追加日程第一 会期の延長について

人権擁護委員候補者の選任に関する意見陳述の件
市職員の給与に関する調査報告
（審査報告）

日 時 第十一 開会第三号

市職員の給与に関する調査報告
（審査報告）

日 時 第十 開会第四号

市職員の給与に関する調査報告
（審査報告）

日 時 第九 開会第五号

市職員の給与に関する調査報告
（審査報告）

日 時 第八 開会第六号

市職員の給与に関する調査報告
（審査報告）

午前十時 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和五十七年第二回福生市議会定例会

第三日目の会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告を
いたします。

（本林田議会事務局局長報告）

一、決議案の送付について（別添参照）

二、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会にお

いて検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきましたので、去る二十日に開催
いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告をいたします。

まず今日の日程でございますが、新しく提案された議案は、市長から人事案件二件、議員より決議案一件の計三件であり、その他はすでに、本員会において審査された報告であります。

また、日程の順序については、お手元に御配付の日程表のとおり決定をいたしました。

なお、日程第一から第四までの議案につきましては、この際一括して上程の上、審査願うことで本員会は了承しております。

また、新しく提案された議案の取り扱いです。いずれも慎重に審査の上、即決を願うことといたしました。

次に、全員協議会ですが、理事者から開催の申し入れがあり、議会側としても協議事案がありますので、本会議終了後開催することといたしました。以上でございますが、六月議会最後の議会でございますので、今日の議会が円滑に運営されますよう皆様方の御協力をお願い申し上げまして報告いたします。

議長（末次性男君） たいい、委員長から報告されたとおり、今日の議事を進

めますのでよろしく願います。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

この際、日程第一から日程第四までの四案を、一括して上程いたします。

日程第一議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二議案第三十八号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三議案第三十九号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四議案第四十号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上四案を一括して議題といたします。

本四案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君）御指名がございましたので、議案第三十七号、第三

十八号、第三十九号、第四十号の四案につきまして、本委員会における審査概要を、一括して報告をさせていたいただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は、省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

まず、本審査の冒頭、担当課長より内容説明がございました後に質疑を始めにわけでございますが、質問いたしましたしましては、一といたしまして、今回の報酬等審議会のメンバーは、昨年とかわっているかどうか。また審議会の答申内容はどんな内容であったか、ということが第一点。

それから、二といたしまして、審議にあたって当市の勤労者の平均的年収等の資料は提出されたかどうか。あるいはまた、報酬改定を、二年または三年に一度やっているともしもあっても、当市のように毎年改定していると、それはどのくらいあるのか。また、その理由はどのようなところか。

また、三といたしまして、昨年四月一日の適用が六月一日となったが、ことしも昨年同様六月一日ということであるが、審議会において、この点の論議はなされたものかどうか。また、その理由はどのようなことか。そしてまた、三月五日諮問という

ことになる、この時期の答申ということになるわけであるけれども、その三月五日諮問という根拠は何か。

四といたしまして、審議会において、議員定数と人口といった問題での質問はなされたか。たとえてみれば、八王子市は人口一万二千五百十三人に議員が一人であるのに、当市は人口二千四百七人に議員一人と、仮に当市の議員定数を半分にしても、まだ四千一人対一人ということで、遠く八王子に及ばないわけであるけれども、当市としては、十分給与はアップすることによって、しかしながらそのかわりに定数は十名ぐらいいいというふうなことを、理事者が考えたことがあるかどうか。また、この問題で、市民の声もあるのではないかと。こういったようなものが第四点。また、五としては、今後諮問日を早めて、支給日を六月一日ということではなく、四月一日にするような考え方はどうか。あるいはまた、答申は額だけの問題として、支給日まで答申にゆだねる必要が、一体あるかどうか。

そういったような、ほぼ五点到いたしましての質問がなされたわけでありす。これに対しまして、理事者の答弁をいたしまして、第一点は、この審議会の本委員は、ことは去年とは二名かわっている。また答申の内容というのは、おおむね

どういふ内容かと申しますと、市民の信託を受けた議会議員の活動は、日常活動、あるいは調査、研究等、その内容も広範囲でありまして、特に当市は横田基地を控えており、住民の要望の多様化、あるいは複雑化等、特殊な行政需要を抱えており、その職務はきわめて重要にして、職務の質、量、社会的責任等から、議会活動は年々常勤的かつ専門職化的傾向があり、つては地方公共団体の均等、その他事務局から提出された各種の資料を十分検討した結果、このような改定をするのが適当であると結論して、このようにしたというふうなことでございます。

また、二といたしまして、審議会に審査をしていただくに際して、当市の勤労者の平均的年収についての資料は提出はしなかつたし、また事務局としては実態は把握してないけれども、その審議会に対して資料はいろいろと提出はしたと、また他市の状況については、たいていのところ具体的に資料は手元にはあいてくなく、けれども、たとえば一年おきに改定するということになる、そのおくれ分を他市の水準に持っていく場合には、今度は大幅なアップをしなければいけない、ということは、これは市民感情としても好ましくないものであるというふうなことで、現

在のような、すなわち毎年アップをするという方法をとっておると。

また、三番といたしまして、四月一日適用が昨年より六月一日となったが、この問題について根拠は何であるかというふうなことですが、この問題について、それほど細かく論議をしわけではないけれども、もちろん論議はされた。その理由としては、やはり答申をした直近の月から実施すべきものと考えた、そういうことを考へ方が基本となつて答申をされたので六月一日というようになった。また、特に六月一日を目指して三月に諮問したといふことではないが、昨年と同様な経過で審議会を設置したのでこのような結果に相なつた。

また、四番といたしまして、議員定数と人口比率については、検討材料としては出してはいるけれども、これが直接議員報酬決定要因とはなつておらない。また、議員の定数については、世間では定数の問題も出てくるようにだけれども、当市といたしましてはそのようなことは考えていないと、さうばうと市長の答弁がございまして。

また、五番といたしまして、各市の状況は額と時期が同時に答申されてくるのが大方であると。時期については、四月一日実施が適当であらうとの意見が多

いようであるので、そのような形に沿って取り組んでいきたいと思ふ。また、答申は金額的なものが主たるものであるという前提に立てば、あとは市長の裁量の範囲内で条例中に規定して明確化する方法をとれるわけであり、ずれにいたしましても再検討の余地は残っていると思うとのことでありました。

採決に当たりまして、起立により採決いたしました結果、賛成者多数により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定をくださいますようお願いをいたします。

次に、議案第三十八号でありますけれども、まず本案の冒頭、これまた担当課長より内容説明を受けました後に質疑が始まりましたわけでありまうけれども、一といたしまして、新市九市のバランスから決めたというけれども、教育委員会委員長等のアップ率を伺いたい。そしてそのアップ率は、九市の平均から見ても、大体どのくらい、のところにいるのかと。

また、二点といたしましては、行政事務連絡員の件で伺いたいけれども、市内には三十三町会あり、大きい町会というのは千二百世帯くらいあるし、小さい町会というの

は四十五世帯くらいと、大変に格差が大きい。しかしながら、報酬にや同額である。このように、極端に世帯数が違う過さるというところは、町会再編成の必要性が出てくるものと思うけれども、市としては、この問題について指導的見地に基いて考える必要があるかどうか。また、個人に報酬を支給するといふこと自体、行政事務連絡員自身、税金問題等その他で考えると、果たしてそれをよしと思つていいのかどうか。いろいろの声は町会にあると思うけれども、たとえば世帯数に依りて算出した金額を町会に支給して、行政事務連絡員は町会から旅費とか日当を支給させるといったような方法を考えたことがあるのか、といったような、いはば再編成、支給方法論と申しますか、そういったような質問。

三といたしましては、他の議案では二十六市との比較検討というごでなされておたようであるけれども、本案のみはなぜに九市との中での比較検討したものか。また、行政事務連絡員というものは、絶対必要なものなのかどうか。他市では、ほとんどこのような制度はないのに、当市と何らかわることなく市と住民とのパイプはつながっていると思う。そこで、この問題について、今後の考え方をお聞かせ願いたい、といったような行政事務連絡員制度の有無、論に対する質問。

以上、大まかに申し上げますと三点の質問がなされたわけでありますが、これに對しまして、まず九市のアップ率のこと細かに報告されたわけであります。また、九市との比較といたしましては、教育委員長、並びに委員は平均より低いと。監査委員も、これまた九市に比較して低いと。なお、ほかの委員は、これは九市と大体足並みがそろっており、といったような答弁でございました。

二といたしまして、町会長連絡協議会に、たゞ御指摘があったようなことを話してみること。いままでの経緯があり、おそれと結論を出すわけにはいかないと、こういうことであります。つまり大きな町会を二つ、または三つに、仮に分割しても、いままでのつながりがあり、どうも踏ん切りがつかない。また小さな町会といつても、地域によっては組織の中で意見が合わず分列した町会もあるといったようなわけで、いろいろと事情があるので、この点、町会長連絡協議会で十分検討してもらうために、何らかの機会を設けてみたいと思うと。また、費用弁償の件ですけれども、確かに町会長連絡協議会の中でも、そのような話はいろいろと耳にしておると。町会によつては、行政事務連絡員よりその報酬を受け取り、そして交際費その他というところで、改めて町会より事務連絡員に支給する所、ある

いはまた、町会三役がこれを運営している所、あるいはまた、行政事務連絡員個人として使っている所等、三通りあると。また世帯数に応じて町会に支給したらといったような御提案もあつたわけでも、この問題によつては町会の役員に話しなこともあつたけれども、いままでのとおりでは、といったようなことがあつて、いづれにいたしましてもこの問題によつては、今後十分に検討を設けると、かような答弁でございました。

三の答弁といたしましては、二十六市の平均といった考え方ももちろんただけれども、非常にその二十六市のばらつきが大きくて、そしてまた、従来より新市九市を比較材料として、うまい経緯もあるといふことで、検討材料としてはやはり一番適当と思われるのは九市である。しかしながら、その九市であるけれども検討はしてみたい。また、行政事務連絡員の必要性の問題によつてでありますけれども、市からの連絡事項、お願い事項、町会へのお願い、あるいは市を取り巻く各種官公庁等の連絡と、いろいろとお願いとしてあるので、つまり大変市と市民との間において太いパイプの役としておるわけであるので、ひとつこの点によつては御理解をお願いしたいと、かような答弁がなされました。また、この問題によつての要否といたしまして、行政事務連絡員によつては、町会の大小により仕事量も違つて

どうすればよく運営ができるのかといったことを、しっかりと考え決めてから、この問題を慎重に討議していただきたいとの発言もあったわけであります。

その他、監査委員会について、高い市、低い市は、大体、一体どのくらいなのかといったような質問もありまして、それに対しては、多摩市は七万四千であるとか、あるいは秋川市は三万四千であるとかという答弁もありましたし、また、条例改正の様式がまちまちであるけれども、これは統一できないものなのか、といったような質問に対しましては、従来、準則に従って条例をつくらねばならないというふうな経過があり、このようにならざるを得ないわけでも、今後統一的な表にできるより検討してみたい、といったような答弁もあつたわけであります。

以上のようないろいろと活発な質疑がなされたわけでありまして、採決に当たりましては、起立によりて採決をいたしましたところ、賛成者多数により、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。ような次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおり御決定くださいますようお願いをいたしますと存じます。

次に、議案第三十九号でありますけれども、これもまた、担当課長より、内

容説明を受けました後に質疑が取り行われたわけであります。

一といたしまして、市長、助役、収入役に、扶養手当であるとか、あるいは調整手当を支給できるより、条例ではなすおろしけれども、この実態について聞かせていただきたいと思います。他市は、これにどのような形になすおろしのか。一般職員とのバランスの問題で過去には盛んに言われたことがあるけれども、今回引き上げるに際して、そういった問題と一つの理由として今回考えたかどうか。それともまた、そういったふうなことは一切考えなかったか、かような質問。

二点といたしまして、市長、助役は二十六市中、二十四位とかなり下位である。職員のことを考えて、その旨、諮問時に要請したもののなかどうなのか。また、収入役は十五位と、うことであるけれども、その辺の論議はなされたかどうか。といったような二点の質問がなされました。

これに対しましての答弁といたしましては、一といたしまして、三役に手当は支給してない。他市も当市と同様に手当は支給してゐない。また、職員とのバランス問題も、これはないとはなけれども、今回の給与引き上げについては特別のようなどとは考慮に入れたことはなかった。諮問時にそのようなことは言わなかった。